

2020年度

愛知県障害者施策審議会

ワーキンググループ

会議録

2020年11月2日(月)

2020年度 愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ 会議録

1 日時

2020年11月2日（月） 午後2時から午後3時20分まで

2 場所

愛知県自治センター5階 研修室

3 出席者

植田構成員、江崎構成員、榎本構成員、糟谷構成員、鈴木構成員、永田構成員

（事務局）

障害福祉課長 ほか

4 開会

障害福祉課 渡辺担当課長

定刻になりましたので、ただいまから2020年度愛知県障害者施策審議会ワーキンググループを開催いたします。

開催にあたりまして、加藤障害福祉課長からご挨拶を申し上げます。

5 課長挨拶

障害福祉課 加藤課長

愛知県福祉局福祉部障害福祉課長の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

本日は大変お忙しいところ「愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から本県の障害者施策の推進に格別のご理解とご協力を賜りまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

本ワーキンググループは、第4期愛知県障害者計画と第6期愛知県障害福祉計画の策定について検討するために今年4月に設置をいたしました。新型コロナウイルス感染防止のため、これまで、次期計画の骨子案については、6月にワーキンググループ旧構成員への書面での意見照会、7月には、障害者施策審議会において、委員改選を経て書面開催により検討を行っていただきました。

本日は、ワーキンググループの構成員改選後、初めての開催となります。これまでにいただいたご意見等を踏まえ、事務局で作成した次期計画の素案について、ご意見を賜りたいと存じます。

現在、本県では、全力をあげて新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいるところであり、次期計画の素案にも、新型コロナウイルス対策を盛り込んでおりますので、ご意見を賜りたいと存じます。

今後、本日いただいたご意見を踏まえ、さらに内容を充実させ、12月に開催を予定しております第2回愛知県障害者施策審議会において、素案のとりまとめを行ってまいりたいと考えております。

構成員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜り、実りある会議となりますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

6 資料確認等

障害福祉課 渡辺担当課長

申し遅れましたが、私は障害福祉課担当課長の渡辺と申します。議事に入るまでの進行を務めさせて頂きますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議資料の確認をさせていただきます。机上配布をしております、出席者名簿、配席図、意見様式、A3の資料3枚、そして、郵送させていただいた、次第、ワーキンググループ設置要領、資料1-1、1-2、資料2参考資料1と2になります。

不足等ございませんでしょうか。

なお、今回のワーキンググループは新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、座席の間隔を広げ、換気や除菌を行い、会議時間を短くしております。資料1-1及び1-2につきまして、本会議で十分にご発言いただけなかった場合を想定しまして、意見様式を配付しております。必要に応じてご利用くださいますようお願いいたします。

では、議事に入る前に事務局から若干ご連絡申し上げます。出席者名簿に出席と記載されております、辻構成員と水野構成員につきましては、急遽欠席のご連絡をいただいております。佐藤構成員につきましてはご連絡をいただいておりますので、今しばらくお待ちください。

次に、傍聴及びホームページへの掲載に関する報告をさせていただきます。本日の会議は、ワーキンググループ運営要領及び本ワーキンググループの傍聴に関する要領により、公開としております。

10月19日の月曜日から県のホームページで、ワーキンググループの開催のお知らせをしておりますが、本日の傍聴者はございませんので、よろしくお願いいたします。

ここでお願いがございます。各構成員の皆様におかれましては、ご発言にあたりまして、マスクをしたままマイクをご利用いただき、ゆっくりと大きな声で、お名前とご所属を言っていただいております。ご発言いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、この後の進行は、鈴木座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

7 座長挨拶

鈴木座長

皆さんこんにちは。

名古屋市総合リハビリテーションセンターの鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、ワーキンググループにご出席いただきまして、誠にありがとうございます。依然として新型コロナウイルス感染症の終息には至っておりません。当センターでも障害者支援施設の入所や通所を行っておりまして、先月、愛知県の新規の感染者が1週間に20人を切ったため、これまで入所の方々と通所の方々の利用を完全に分けていたのを、ようやく一緒にして動き始めたところですが、また増えてきたものですから、今日の午前中は今後どうしていくかという話を検討会でしていただいております。

本ワーキンググループにおきましても会議室の換気など、感染予防を行っておりますので、構成員の皆様方にはご理解のほどよろしくお願いいたします。

さて、本ワーキンググループは今年度策定いたします第4期愛知県障害者計画及び第6期愛知県障害福祉計画の検討を行うため、審議会のもとに設置したものでございます。議題としましては、お手元の次第にありますように障害福祉に係る次期計画の素案についてとなっております。

本日はこれまでの検討を踏まえ、事務局で作成していただきました計画の素案が示されております。さらに充実した内容となりますよう、このワーキンググループとしても、しっかりと意見を出してい

きたいと思っております。構成員の皆様方には、言葉や内容についておわかりになりにくいことがあれば、手を上げるなどしてご質問をいただきたいと思います。そしてご遠慮なくお考えをいただき、会議が充実したものとなりますようお願い申し上げます、簡単ではございますけれども私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

8 議題について

鈴木座長

では次第に沿って議事を進めて参りますが、冒頭お話がありましたように少し会議の時間を短くということで、本日の会議の終了予定時間は15時30分を予定しておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

さて、議題の障害福祉に係る次期計画の素案についてですが、本日は特に第5章の施策の基本的な方向及び第6章の目標部分を中心にご意見をいただきたいと思いますと考えております。

また、素案の分量が多いため、第1章から第3章までの部分、そして第4章から第5章までの部分、第6章から第9章までの部分の3回に分けて事務局から説明をお願いしたいと思っております。

ではまず、第1章から第3章までの部分について事務局から説明をお願いいたします。

9 第1章から第3章について

障害福祉課 平野補佐

障害福祉課社会参加推進グループの平野と申します。私からは第1章から第5章までを説明をさせていただきますが、まず、第3章までということで説明をさせていただきます。失礼して座って説明いたします。

資料1-1をご覧ください。この資料は、資料1-2の次期計画素案を簡潔にまとめたものです。第1章から第5章までは、資料1-1により説明させていただきます。

それでは、第1章から第3章までを、資料1-1の1から3により説明いたします。

まず、1策定の趣旨です。

これまで本県では、障害者基本法に基づく障害者計画と障害者総合支援法に基づく障害福祉計画を別々に策定してきましたが、今回、計画期間の終了時期が重なったことから、障害福祉に関する総合的な計画として、一体化した計画を策定いたします。

次に2基本的考え方です。(1)名称は、あいち障害者福祉プランを仮称でおいています。(2)基本理念、(3)基本的考え方は、現行の障害福祉計画の考え方を踏襲していますが、障害者計画と一体化するため、新たな視点を盛り込んでいます。

(2)基本理念は、引き続き、「地域共生社会の実現」を目指しますが、本県では、国連が定めるSDGs、持続可能な開発目標の理念に沿って、2019年に「愛知県SDGs未来都市計画」を策定しております。このSDGsの視点として、「多様性を認め合い」という文言を盛り込んでいます。

(3)の基本的考え方には、②に、2015年に策定した愛知県障害者差別解消推進条例、③に、2016年に策定した手話言語・障害者コミュニケーション条例の推進を追加しております。また、⑥には、国の改正基本指針を踏まえ、「障害のある人の地域生活の継続」の視点を追記しております。

(4)計画の位置付けです。上から3つ、障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法の位置付けは、これまでどおりです。4つめの、以下の計画の性格も併せ持つとして、2018年制定の障害者文化芸術活動推進法及び2019年制定の読書バリアフリー法に基づく都道府県計画にも位置付けてまいりたいと考えております。これらの法律において計画の策定は努力義務となっておりますが、本県では、障害者アート

の取組や、県立の点字図書館の設置運営を行ってきたことから、取組を計画にしっかりと位置付け、文化芸術の振興や県立図書館を所管する県民文化局とも連携しながら、推進を図ってまいりたいと考えております。

(5) 計画期間は、障害者計画は中期計画として6年、障害福祉計画は国の指針に基づき3年としております。

(6) 区域の設定は、これまでどおり、11の障害保健福祉圏域を設定します。

最後に3現状です。(1) 障害のある人の状況として、抜粋となりますが、身体障害者手帳所持者の高齢化や、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数の増加が見られます。(2) の基礎調査結果については、この後説明します第5章において、各施策分野の現状と課題を捉えるために、活用しています。この資料では、4点抜粋しておりますが、バリアフリーや防災対策等、県としても課題認識が大きいものを主な結果として抜粋しております。第1章～第3章の説明は以上です。

鈴木座長

ありがとうございました。

ただいまの第1章から第3章までの説明につきまして、ご質問ご意見等ございませんでしょうか。

榎本構成員

愛知県社協の身障部会の副部会長の榎本でございます。よろしくお願いいたします。

まず(3)の基本的考え方の①、今お聞きしながら自己決定と意思決定という言葉が出てきましたが、自己決定と意思決定の違いは色々と悩むところがありますが、ここでは自己決定の尊重というところで、いわゆる権利をきちんと認めながら、実際の現場なんかでは、意思決定の支援を行っていくというイメージで捉えてよろしかったでしょうか。

それからもう一つ(3)の③手話言語の普及と障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図りますということで、ちょうど昨日、県大でBCPの関係の全く違う研修がありましたが、その時に県の方が、情報学部と一緒にアプリを開発して、スマホ等でコミュニケーションをとれるようにするという事をおっしゃっていましたが、それとこれは関係があるのかどうか。

もし関係するのであればいいなと思っておりまして、実現可能なことのように感じておりますので期待しています。以上です。

障害福祉課 平野補佐

ご質問ありがとうございます。

まず1点目の①障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援の部分でございますが、資料1-2の4ページに各9つの基本的な考え方についての説明書きを記載しております。①につきましては障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮すると書いておりますので、ご質問の通り自己決定を尊重しながら意思決定の支援をしていくという捉え方をしています。

もう一つご質問いただきました③手話言語コミュニケーション条例のことでございますけれども、この条例を制定してから、県では、障害者施策審議会に専門部会を設けまして、この条例の取り組みを専門部会の意見を伺いながら進めてきているところでございます。その中で防災に関する取り組みについて、ご意見をいただいておりますので、昨日県立大学でシンポジウムがあったかと思いますが、そちらで発表させていただきましたコミュニケーション支援アプリが、まさにこの条例に基づく取り組みの一環で進めているところでございます。今、専門部会で中身をどのようなものにしていくかとい

うことをご意見を伺いながら、県立大学と連携して開発を進めております。以上です。

鈴木座長

ありがとうございます。よろしかったでしょうか。

他にご意見ありませんでしょうか。

植田構成員

植田と申します。

(4)の計画の位置付けで、性格をあわせ待っているところで文化芸術活動と読書バリアフリーを記載していただいておりますが、資料1-2の10ページ、SDGsが書いてあるところを見ると、SDGsを踏まえた計画の推進というところで、下の図表4の⑩に文化芸術活動とスポーツ等の振興ということで、私は普段はスポーツ関係の仕事に就かせていただいている中で、様々な障害を持たれた方がスポーツになかなか携われないというご意見もいただいております。

今回はこのような形で前進しているのかなと思っておりますが、ぜひスポーツ局とも連携していただきながら、障害を持った方々が楽しく体を動かせるような、環境づくりに努めていただけたら嬉しいです。以上です。

鈴木座長

ありがとうございます。

今のはご意見ということでよろしかったでしょうか。

他にはよろしかったでしょうか。

では先に進めさせていただきます。また何かありましたら戻ってご意見いただければと思いますので、それでは第4章から第5章の部分について事務局からご説明をお願いいたします。

10 第4章から第5章について

障害福祉課 平野補佐

それでは引き続き平野が説明をさせていただきます。失礼して座って説明させていただきます。それでは、資料1-1により、第4章、第5章、この資料の4、5を説明いたします。資料の右側下段をご覧ください。

4 2040年を展望した愛知県の障害福祉の目指すべき姿です。ここでは、本計画の上位計画となる「次期あいちビジョン」と整合性を図り、将来展望を記載しています。一つ目の○で障害のある人の高齢化、重度化が見込まれること、二つ目の○で、一方では、障害のある人の活躍の場が広がるなど、社会の多様化が進んでいくこと、三つ目の○で、持続可能な社会の実現のため、障害の有無にかかわらず、活躍できる社会づくりを目指すこと、ここまでは、次期あいちビジョンの展望と同様となっています。四つ目の○で、「障害のある人、ない人と分けるのではなく、社会づくりに参画する一人一人の特性と捉え、すべての人がお互いの特性を理解し、支えあう」というところが、障害の有無と捉えると二分されてしまうため、有無ではなく、特性として捉えていくという視点をご意見として伺いましたので、本計画の独自の展望として加えた部分です。そして、「誰一人取り残さない社会」という、あいちビジョンにおいて目指す社会像につなげていきます。将来展望としては以上です。

次に、資料を一枚おめくりいただきまして、5 施策体系と計画の推進です。第5章において、国の障害者基本計画に準じて、幅広い施策分野について、基本的な方向を示しており、この第5章が障害者計画とな

ります。

体系図に沿って説明いたします。一番左の基本理念、地域共生社会の実現を目指し、「地域で、安心して、自分らしく暮らしつづける」という、3つの視点から、9つの施策分野を体系化しました。「地域で暮らし続ける」の視点は、主に生活基盤の整備に関わる分野と捉えています。そして、障害者計画は障害者の自立と社会参加の支援のための施策を示すものですので、「安心して暮らし続ける」の視点は主に自立支援の分野、「自分らしく暮らし続ける」の視点は主に社会参加支援の分野と捉えています。

時間の都合により、施策の方向性については、これまでに書面で伺ったご意見や近年の社会情勢等を踏まえて、記載したものを中心に説明いたします。

施策分野1安全・安心な生活環境の整備では、二つ目の○ですが、2017年から住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度が開始されましたので、住宅確保要配慮者に対する支援を盛り込んでいます。

施策分野2情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実は、2016年の手話言語・障害者コミュニケーション条例の制定を踏まえ、2018年に障害者計画の追補版を策定したところですので、引き続き、その方向性に沿って施策を展開してまいります。

施策分野3防災、防犯等の推進では、三つめの○、障害者施設・事業所における避難確保計画の策定及び避難訓練の実施が、義務化されましたので、盛り込んでおります。また、新型コロナウイルス感染症対策については、この分野に集約して、感染予防対策、支援体制の整備、偏見や差別の防止を記載しております。

施策分野4権利擁護の推進及び行政等における配慮の充実では、障害者施策審議会の委員からいただいたご意見をふまえ、二つめの○愛知県障害者差別解消推進条例の見直しの検討、五つめの○権利擁護に係る研修の当事者参画による開催の推進を盛り込んでおります。

施策分野5自立した生活の支援・意思決定支援の推進においては、医療的ケア児者の支援の必要性についてご意見をいただきましたので、三つめの○の医療的ケア児者の地域の支援体制の充実を、項目を一つ起こして記載しています。

施策分野6保健・医療の推進は、本県の地域保健医療計画とも整合性を図り、一つ目の精神保健・医療の適切な提供を記載したほか、障害のある方の高齢化に伴う生活習慣病への対応や性と生殖の健康という視点から母子保健との連携等についてご意見をいただきましたので、7つめの福祉サービスと連携した保健サービスの提供を盛り込んでいます。

施策分野7～9については、これまでの計画を踏襲していますが、8教育の振興では、国の基本計画において、高等教育における障害学生支援の推進が盛り込まれましたので、大学等高等教育機関との連携による情報発信を記載しています。また、9文化芸術活動・スポーツ等の振興では、読書バリアフリー法の制定を踏まえ、愛知県図書館と点字図書館等との連携による読書環境の整備を盛り込んでいます。

素案では施策の方向性ごとに計画期間中の取組を記載しています。なお、施策の方向性に括弧書きで、障害福祉計画の目標と記載のあるものの計画期間中の取組は、国の基本指針に基づき、後ほど説明する第6章、7章の障害福祉計画に記載を委ね、障害者計画と障害福祉計画の重複を整理しています。

今後、障害者計画の進捗管理は、障害福祉計画と一体的に行います。体系図の一番右にお示ししたとおり、各分野の目標を設定し、毎年度、達成状況を把握し、PDCAサイクルにより計画の推進を図ります。

大まかな説明となりたいへん恐縮ですが、これまでにいただいたご意見の素案への反映状況の詳細については、参考資料1、2にお示ししております。

できる限り皆様からのご意見を盛り込んで、施策の方向性を考えておりますが、足りない視点等ございましたら、ご意見をいただければと思います。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

鈴木座長

ありがとうございました。

特に冒頭のところで、第5章の施策の基本的な方向の部分については、中心的にご意見をというお話がありましたので、この第4章、第5章の説明につきまして、ご質問やご意見がありましたら、どうぞよろしくをお願いします。

永田構成員

名古屋大学の永田です。よろしくお願いいたします。

いくつか事前に伝えさせていただいたこともありますが、今後検討いただく上でコメントをさせていただきたいと思っております。

第1章から第3章までに関わる部分ではありますが、3現状の2の障害者基礎調査結果の差別を受けたり嫌な思いをしたことがあるという回答の中には、教育機関でそのようなことを受けたことがあるという回答が多かったと記憶しております。

2基本理念の考え方の①障害がある人の自己決定の尊重と意思決定の支援をしますとなっておりますが、学校教育の中で障害を持っている児童が十分なサポートや教育を受けていない場合にはどうしても受け身的な形になってしまっていて、最終的には自己決定の尊重と意思決定の支援ということを大人になってから知るのでは遅いという部分があるかと思えます。

そういう意味では、学校教育の中で障害がある子供たちをどのように支えていくのかという視点も欠かせないだろうと思えますし、その中で差別がないように権利擁護をどうしていくのかということも一つ課題かなと考えています。

4の②には外国人のことが書いてあります。愛知県でも外国人の方が増えてきていますが、ご家族が増えてきた時に、障害を持ったお子さんを育てる外国の方が増えてきているのも現状かと思っております。母国語が日本語ではない人たち、社会文化や宗教的な背景が違う方の支援をどのようにしていくのかということも今後の課題になるかと思っておりますので、検討していけるといいかなと思えます。

また先ほどお話いただきましたが、障害を持たれた方が出産や子育てをすることも、昔に比べてかなり増えてきていると思えます。ただ現状、障害と保健の連携ということが十分に行われていないために、障害を持たれた方が妊娠出産や子育てをするときに、十分な支援が受けられないという現状もあるかと思えます。そういった意味では横断的に色々な施策を考えていく必要があると思えますので、教育、産業、保健なども含めての連携が今後、大事なことになっていくのではないかと改めて思っております。そのあたり具体的に検討していただけるといいだろうと思っております。

そして、障害者コミュニケーション条例の専門部会でもずっと防災のことが上がってきていて、避難所や市町村のことにはなりますが、障害のある方は地震などがあつた時に情報がきちんと自分たちに届くのかということや、その中で配慮をしていただけるのかということをお大変不安に思っております。できるだけ早く、防災での取り組みもやっつけていかなければと考えておりますので、そのあたりを中心に進めていただく必要があるのかなと思っております。以上になります。

鈴木座長

全部で大きく五つのポイントをいただきました。

おそらく、具体的にどう進めていくかというところだと思いますが、県から少しお話ができるようなことがあればをお願いします。

障害福祉課 平野補佐

ご意見ありがとうございます。

まずは権利擁護のところ、ご指摘いただきましたのが素案で言いますと51ページをご覧ください。51ページに差別を受けたり嫌な思いをしたことがあるか、それはどのような場所かということで、基礎調査結果で学校が38.7%と非常に大きくなっているということで、問題提起をしていただいたと思います。

この点につきましては教育委員会とも調整をしまして、52ページのところで、計画期間の取り組みの(1)3つ目のマークのところに県立高等学校と特別支援学校における実習等とおした交流及び共同学習の推進というのが、教育委員会で作成した特別支援教育のプランの中で問題意識を持って取り組みをしているということでしたので、障害者計画にもしっかりと位置付けていくということで盛り込んだところでございます。

もう1点、同じ教育現場のところで問題提起をいただきました。特別支援教育の中で子どもが自分で選ぶ自己決定をどうしていくかということにつきましては、教育委員会で取り組みがあるかもしれませんが、一度確認をさせていただきたいと思います。

外国人のことにつきましては55ページの自立した生活の支援、意思決定支援の推進のところの、現状と課題の4つ目の丸のところ3行目の後段からになりますが、国際社会の発展に伴い外国語を母語とする障害がある人の増加が見込まれるということで、対策を考えていかなければならないという問題認識を持っております。相談支援に携わる方の資質の向上など、相談支援体制の充実といった取り組みを行っていくことを第5章の現状に記載しております。

出産、子育て等のところにつきましては、先ほど概要説明をさせていただきましたが、素案では60ページの保健との連携というのが新しい分野になってくると思っております。ご指摘いただきました性と生殖の健康もそうですが、従前からやっている歯科保健との連携や、今後高齢化が進んでいきますと、介護予防や生活習慣病予防との連携も必要になってくると思っております。こちら60ページの丸の下2つになりますが、現状と課題に記載してございまして、取り組みとしましては62ページの一番下になりますが、福祉サービスと連携した保健サービスの提供ということで、現状、歯科健診の連携を行っておりますので、これをベースに保健分野との連携の具体的な取り組みを模索していきたいと考えております。以上です。

鈴木座長

ありがとうございます。現場で携わっていても、教育委員会との連携というところは、現場から見ていても、なかなか上手くいかないというのがありますので、これから先一つでも二つでも具体化していただくとありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

他に何かありませんでしょうか。

江崎構成員

愛家連の江崎と申します。

お話を聞くと色々わかってきますが、基本的な考え方ということで施策分野が1から9あるのと、それから、資料1-1の4の2040年を展望した愛知県の障害福祉の目指すべき姿ということで、方向性が2つあると私は理解したのですが、4展望の丸4つ目に、障害のある人、ない人と分けるのではなく、障害を社会づくりに参画する一人一人の特性として捉え、すべての人々が、お互いの特性を理解し支え合い、誰一人取り残さない社会をつくっていきますということが書いてあります。これが施策

体系の中のどこに当たるのか、教えていただきたいと思います。以上です。

鈴木座長

はい、事務局からお願いできますでしょうか。

障害福祉課 平野補佐

ご意見ありがとうございます。

4の展望は理念的なところもありますので、このような考え方で施策の方向性を全体的に考えていくということでもありますが、具体的に5の施策体系でご説明しますと、9つの施策分野の4の権利擁護の推進及び行政等における配慮の充実のところ、障害の考え方を現状と課題で整理をしています。素案で申し上げますと49ページ現状と課題のところ、障害の捉え方が大きく転換されているということで、何らかの疾患や特性を持っている人たちが生きていく上で社会的障壁に結びつかないように、生涯にわたっていかに支援の体制を整えていくかということを中心に大きな課題として記載しております。この2040年を展望した社会を目指すために、具体的に何をしていくかということをもとめたのが、概ねこの施策番号の4のところになります。具体的には素案の52、53ページに、計画の期間に何をやるかという細かい取り組みについて記載しております。以上です。

鈴木座長

江崎構成員いかがでしょうか。

江崎構成員

少しわかりにくいのですが、この52、53ページは、虐待や差別の解消というワンステップをまずは乗り越えていくという意味でしょうか。まだまだ目指すところは遠いですが、第1ステップとしては虐待差別を解消し、その先はまだまだこれから考えていかなきゃいけないということでしょうか。

障害福祉課 平野補佐

2040年を展望して、目指すべき社会の理念としましては誰一人取り残さないインクルーシブな社会を目指していきますが、それを実現するために、この計画期間中の施策の方向性と具体的な取り組みを計画でしっかりと示していくということです。

江崎構成員

わかりました。ありがとうございます。

鈴木座長

はい、ありがとうございます。よろしかったでしょうか。

他にはいかがでしょうか。では先に進めさせていただければと思います。

最後に第6章から第9章までの部分について事務局からご説明をお願いできますでしょうか。

11 第6章から第9章について

障害福祉課 加藤補佐

障害福祉課地域生活支援グループの加藤と申します。よろしくお願いたします。

素案の第6章から第9章について簡単に説明をさせていただきます。失礼ですが、座って説明させていただきます。

まず、第6章の説明をさせていただきますので、お手数ですがお手元の資料1-2素案の74ページをご覧ください。

第6章では、障害福祉計画に関する国基本指針に定められた成果目標について、第5期計画を基本的には踏襲しつつ、新たな課題や施策等を加えて記載をしております。

具体的な目標値の設定につきましては、先ほどご説明させていただいた資料1-1の3ページをご覧ください。こちらに目標値の設定をまとめてございます。国の基本指針に即しまして、大きく分けて7つの項目と16の目標がございますが、そのうち第5期計画から変更があった目標は2つ。新規の目標が7つございます。それぞれ項目のところに新規、変更というふうに記載をさせていただいております。

目標値の設定につきましては、第5期計画を踏襲いたしまして、原則として、国基本指針に即して設定していく予定としております。なお、一番上の行の1の福祉施設入所者の地域生活への移行の目標値の設定方法につきましては、ニーズ調査を踏まえて設定してまいりますので、その考え方についての説明をさせていただきます。

資料が飛びまして申し訳ありませんが、本日追加で机の上に配布させていただきましたA3の資料をご覧ください。A3の資料の1枚目の第6期障害福祉計画における地域生活移行者数の目標値について、をご確認ください。第5期計画の地域生活移行者数の目標値は、3の第5期計画における目標設定方法にございますように、ニーズ調査で地域生活を希望した方の人数177人となっております。第6期計画も同様に設定いたしますと、4のところに福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査の抜粋をつけてございます。こちらのニーズ調査そのものは本日資料2としてお配りしているものでございます。4のニーズ調査の抜粋にございますように、第6期に向けてのニーズ調査では地域生活を希望された方は142人となっております。なおこの資料では、1のところに地域生活移行者数の推移や、右側に第5期計画の対象者の状況等を記載しております。現在、入所者の高齢化や障害の重度化の影響がございまして、右の方の5の①のところをご覧くださいと、65歳以上の地域移行された方は1人ということで、他の年齢層に比べるとなかなか困難な状況が見受けられます。

また②の方では、障害が重度化するほど地域移行は困難な状況にあるというようなことございまして、区分4の方を1としますと、区分5区分6となりますと、明らかに割合が減っているような状況でございます。今回、地域生活を希望された方142人を目標として設定することにつきまして、ご意見がございましたら、お伺いしたいというふうに考えております。

なお、このA3の資料の2枚目以降につきましては、前回の障害者施策審議会で配布させていただきました、資料4というものを速報値でお配りさせていただきましたが、その確定値となりますので、お戻りになられましたら、お手元の資料の差し替えをよろしくお願いいたします。

続きまして、資料1-2の素案にお戻りいただきまして、112ページをご覧ください。112ページから、第7章障害福祉サービス等の見込量と確保策がございます。こちらにつきましては、第5期計画を踏襲して記載しておりますが、見込量につきましては、市町村への照会后、あるいは関係機関との調整後に作成となります。具体的な数値は、次回の障害者施策審議会の本会でお示しさせていただきますので、ご了承ください。

なお191ページより、国の基本指針にはない項目でございますけれども、新規項目といたしまして新型コロナウイルス感染症への対応を記載しております。続いて192ページからでございますけれども、今後の障害者計画、障害福祉計画の進行管理に役立てるため、新たに第8章として目標一覧を

記載しております。また、198ページには、第9章の計画の推進といたしまして2段落目になりますけれども、計画を着実に推進するために、PDCAサイクルを確立することが重要でありますことから、第8章にまとめました、目標一覧の達成状況を把握しまして、障害者施策審議会及び自立支援協議会において、障害者施策や関連施策の動向を踏まえながら、分析・評価を行うとともに、今後の計画の推進に向けた意見を伺うこととしております。

簡単ですが説明は以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

鈴木座長

はい、ありがとうございます。

ただいまの第6章から第9章までの説明です。

一つが、地域移行の県の目標値の部分と、全体としての内容の部分について、ご意見いただければと思います。

永田構成員

最初の机上配付された第6期障害福祉計画による地域生活移行者の目標値についてのところで1つ質問をさせていただきたいと思います、5番の第5期計画中の退所者等の状況①退所者の年齢別内訳の部分について、先ほど高齢化で65歳以上の方の移行が少ないとご説明いただきましたが、その前の年齢が64歳未満の方でも、グループホームや一人暮らしではなくて家族と同居の方が全体で16名と割合を占めています。このご家族がご両親などのご高齢の方が障害を抱えた方と同居されている場合と、ご結婚されて、ご夫婦で自立して生活をされている場合とでは、この地域移行の意味は違ってくるのかなと思いながら見せていただきました。このご家族がどういうご家族なのかわかるようでしたら、もう少し実態がわかるかなと思ったのですが、その辺りいかがでしょうか。

鈴木座長

ありがとうございます。それでは事務局お願いいたします。

障害福祉課 加藤補佐

ご質問ありがとうございます。地域生活支援グループの加藤です。

今のご質問に対しまして、家族と同居の方の16名の内訳がどのような状況かということですがけれども、調査の段階では家族と同居、家族引き取りというような聞き方をしております、今回実際に、ご夫婦でお暮らしになられているのか、同居で例えば親御さんや兄弟といった方が引き取られているのかという設問がございませんでしたので内訳はお答えできかねます。申し訳ございません。ご了承ください。

永田構成員

そのあたりも含めて調査していただいた方が、ご両親に頼られている場合には、ご高齢になると難しいということも起こってくると思いますので、その方が自立して生活できる形なのか、一人では難しく、親御さんやご兄弟なりにある意味で負担がかかる形なのかによって、その地域移行の支援の意味合いが変わってくると思います。今後検討していただけるといいのかなと思いました。

障害福祉課 加藤補佐

ご意見ありがとうございました。次回の調査の時には家族の内訳を確認させていただきたく思います、ありがとうございます。

鈴木座長

他によろしかったでしょうか。

榎本構成員

心身障害ホーム部会の榎本でございます。

本編資料の88、89ページを開けていただいてよろしいでしょうか。

88ページ、ウの地域生活支援の上の段落に、また、ピアサポーターを育成し、ピアサポートの活用による地域移行支援を推進していきますという文章がございますが、これを89ページのイメージ図の中に盛り込むことができないのかなと思いました。国でも報酬改定が進んでいますが、このピアサポートの効果について評価しようという動きもあるそうなので、イメージ図の中に盛り込みたいということで、よろしく願いいたします。

鈴木座長

では、事務局からいかがでしょうか。

医務課こころの健康推進室 三宅補佐

保健医療局医務課こころの健康推進室の三宅と申します。

ピアサポートの部分ですが、精神障害のある方のうち、病院等で長期入院されているような方の退院のきっかけとなるようにピアサポーターの方が支援をするという事業をしており、素案に記載をしているところでございます。

89ページの図の中にピアサポーターを入れてはどうかとご意見をいただきました。即答は難しいですが、中央に精神科病院の入院患者のところに向かって矢印がございます。色々な関係者の方の支援がありまして、この入院される方を支援していくという図がございますので、この図の中に入れることができるかというようなことは、また考えていきたいと思っております。ご意見いただきましてありがとうございました。

鈴木座長

矢印を入れて、ピアサポーターの活用と書いていただけるとそれでできるのではないかと思いますので、ぜひ、入れていただけるようなら、お願いしたいと思います。

他にご意見等ありますでしょうか。

江崎構成員

前に戻ってしまい申し訳ないのですが、障害福祉に係る次期計画の概要の2ページに地域で暮らし続ける3防災、防犯の推進でコロナウイルスの予防対策と書いてありますが、実は私もB型事業所の理事をやっており、コロナの対策については色々と対策を打ってきたのですが、私どものB型事業所におきましては、コロナ対策会議というものを月に1度ずつやってきました。

その中で、理事長と中間管理職も交えて、話し合いを行ったのですが、様々なコロナウイルス対策と

ということで3密や県の指導の内容について、確実に実施できるような話し合いや方策、仕組みといったものを事業所内で作り上げて、対策を打って乗り越えてきたと自負しているのですが、そういった事業所の中で感染症の予防対策の会議などが必ず実施されるような支援や義務化、勧告などをしてもらえれば、病を持っている人や、免疫の弱い障害者に対して有効な対策になるかと思えます。

例えば、マスクをつけるということがグループホームでは徹底していますが、作業所、B型事業所ではできていないということがある場合は会議等を行い、決められたことが守られるように、そして生活習慣として定着できるよう、話し合いを行えば感染予防の推進ができるかと思えます。以上です。

鈴木座長

何か事務局からコメントなどありましたらお願いします。

障害福祉課 渡辺担当課長

障害福祉課担当課長の渡辺でございます。ご質問ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては非常に重要だというふうに考えております。感染予防の推進ができるのではないかというご意見もいただきました。

お手元の資料ですと191ページの5に新型コロナウイルス感染症への対応ということで、先ほどの説明では触れていませんが、感染症対策の重要性をかんがみてこういう形で入れさせていただきました。

また時点が進むことに伴いまして、記載内容が段々と合わなくなる部分もあるかもしれませんが、障害福祉計画の中ではこのような形で記載をしていきたいと考えております。

現場サイドの方で、B型事業所グループホーム等に入られている方の状況や障害特性によって対応をそれぞれしていかないといけないと考えておりますので、この計画で書くかどうかは別としまして、そういうところにつきましても障害福祉課で色々な機会をとらえて指導支援をしていきたいと考えております、よろしく願いいたします。私からは以上でございます。

鈴木座長

よろしかったでしょうか、ありがとうございます。

その他よろしかったでしょうか。

糟谷構成員

愛知県知的障害者育成会副会長糟谷と申します。よろしく願いいたします。

新型コロナウイルス感染症についてですが、育成会の会員さんの親御さんからよく伺うお話をしたいのですが、知的障害のある子どもが感染した場合と自分が感染した場合にはどうしたらいいのか、とても不安で、障害のある本人が感染した場合、1人で隔離や入院ということも難しく、逆に、自分が感染した場合に、自分だけ隔離すると、今度は支援を誰にお任せしたらいいのかというところを不安に思ってみえる方が多いです。そのため、仕事と買い物と自宅としか行動しないと心がけている親御さんがとても多いということをよく聞きます。こういうご意見がありますということです。よろしく願いいたします。

鈴木座長

はい。ありがとうございました。

先日、県のアドバイザー会議でもこういった話題が少し出ていて、特に防災やコロナに感染したときに、ご家族の方が感染した場合、或いはご本人さんが感染した場合に、どのように対応しておくといいたろうかということ、例えば相談員さんたちと一緒に利用計画や個別支援計画ではなく、緊急時の対応みたいなものを一緒に話し合いこんなことができるといいねということ、作っておいていただくと、それだけで安心ができるのではないかなと、そんなことを地域で取り組んでいけるといいという話が出ていたので、少しでも進めていければいいかなと思っております。

何か事務局の方であればよろしく申し上げます。

障害福祉課 渡辺担当課長

障害福祉課、地域生活支援担当課長渡辺でございます。

先ほど言われました点について、確かに色々なケースがあるかと思っておりますので、そのケースに応じて個別で対応していく必要があるかと思っております。

また、例えば同居しているご家族のうち、障害のある方が陰性で、親御さんが陽性というケースですと、障害のある方が陰性の場合ですと、入院という形はとれませんので、その障害のある方が独居になってしまい、1人で生活していくことが難しく、色々なアウトリーチ支援が必要になってきます。それに対する対策としまして、どういうことができるかというのを、県でも市町村と連携しながら考えていきたいと思っております。

また、こちらの一つの方策としまして障害福祉計画の中で、地域生活支援拠点の整備というのが、大きな項目としてございます。こちらでは地域生活支援拠点は緊急時の対応も機能としてございますので、その部分も活用できるかなと考えております。

まだ解決できない部分もありますが、しっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

鈴木座長

ありがとうございました。

おそらく、日々ご家族の方もご本人も不安に思っているらっしゃるので、できれば色々な形で、早急に地域の中などで取り組みを進めていただけるとありがたいなと思っております。

他にご意見等よろしいでしょうか。

非常に資料として膨大な量になっております。色々なご意見を取り入れて県の方で、素案を作っておりますが、まだ何か気になる点がありましたら、ご意見等いただければと思います。

他にご意見がなければ概ね時間的にも良いかなと思っておりますので、本日の会議はこれもちまして終了とさせていただきます。

事務局におかれましては、本日出ましたご意見ご質問を元に第2回愛知県障害者政策審議会に向けて検討をお願いしたいと思います。

また、今日ご欠席の構成員の皆様もいらっしゃいますので、冒頭にご説明いただきましたけれども、意見書等を出していただいて、この施策に反映していただければありがたいなと思っております。

では、事務局にお返しさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

障害福祉課 加藤課長

最後に閉める前に一つだけよろしいでしょうか、課長の加藤でございます。

本日様々なご意見等をいただきました。本日以降もご意見を承る様式をお配りしておりますので、

ぜひ積極的にご意見をいただきたいと思っております。また、永田構成員からご意見をいただきまして、私も課題として考えているところではありますが、第5章のところでもう少し具体性をもたせられるように素案も充実していきたいと思っております。素案を修正しましたらご相談させていただきますので、よろしくお願いいたします。

12 閉会

障害福祉課 渡辺担当課長

本日はお忙しい中、長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。

第2回愛知県障害者施策審議会につきましては、12月22日午後の開催を予定しております。場所、時間も細かいところ決まりましたら、改めまして事務局からご連絡させていただきます。

構成員の皆様方におかれましては、本県の障害者支援施策の推進につきまして、引き続きご支援・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

以上で2020年度愛知県障害者施策審議会ワーキンググループを終了した。